神奈川県司法書士協同組合　定款

平成　７年４月２４日　神奈川県指令商総　　第１－１号認可
平成１０年６月１８日　神奈川県指令商総　第５７－４号認可
平成１４年６月２７日　神奈川県指令新産第１００４０号認可
平成２０年７月　２日　神奈川県指令金　　第２０２号認可
平成２８年６月１４日　神奈川県指令企支　　第６１号認可
平成２８年７月１２日　神奈川県指令企支　　第８７号認可

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（名　称）

第２条　本組合は、神奈川県司法書士協同組合と称する。

（地　区）

第３条　本組合の地区は、神奈川県の区域とする。

（事務所の所在地）

第４条　本組合は、事務所を横浜市に置く。

（公告の方法）

第５条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

（規　約）

第６条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第２章　事　業

（事　業）

第７条　本組合は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）組合員の事業の用に供する什器備品、事務用品等の共同購買
（２）収入印紙、郵便切手類の売りさばき
（３）組合員のためにする登記簿謄本等取寄せ取次ぎ事業
（４）組合員の司法書士業務に係る登記の損害賠償責任に関する債務の保証
（５）組合員に対する事業資金の貸付け及び組合員のためにするその借入れ
（６）組合員の事業に関する各種保険の事務代行事業
（７）組合員が共同して受託した司法書士業務に関する連絡、集計、経理等の事務代行事業
（８）労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４章の規定による労働保険事

務組合としての業務

（９）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

（１０）組合員のためにする司法書士業務の受託支援

（１１）組合員の福利厚生に関する事業

（１２）前各号の事業に付帯する事業

２　前項第３号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。

第３章　　組　合　員

（組合員の資格）

第８条　本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

（１）司法書士業を行う事業者であつて、神奈川県司法書士会の会員であること。

（２）組合の地区内に事業場を有すること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

（２）暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

（３）暴力団員等を不当に利用していると認められる者

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

（５）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（加　入）

第９条　組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

２　本組合は、加入の申込みがあつたときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第１０条　前条第１項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

（相続加入）

第１１条　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の１人が相続開始後３０

日以内に加入の申出をしたときは、前２条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になつたものとみなす。

２　前項の規定により、加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

（自由脱退）

第１２条　組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

２　前項の通知は、事業年度の末日の９０日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除　名）

第１３条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の１０日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（１）長期間にわたつて本組合の事業を利用しない組合員

（２）出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠つた組合員

（３）本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

（４）本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

（５）犯罪その他信用を失う行為をした組合員

（６）第８条第２項各号の一に該当する組合員

（脱退者の持分の払いもどし）

第１４条　組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（使用料又は手数料）

第１５条　本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

２　前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（経費の賦課）

第１６条　本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもつて充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

２　前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（出資口数の減少）

第１７条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

（１）事業を休止したとき

（２）事業の一部を廃止したとき

（３）その他特にやむを得ない理由があるとき

２　本組合は、前項の請求があつたときは、理事会において、その諾否を決する。

３　出資口数の減少については、第１４条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第１８条　本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名、出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び事務所、住所又は居所

（２）加入の年月日

（３）出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

２　本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

３　組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

４　組合員は、次の各号の一に該当するときは、７日以内に本組合に届け出なければならない。

（１）氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき

（２）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

（３）出資の総額が５０００万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が１００人を超えたとき

（過怠金）

第１９条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の１０日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（１）第１３条第２号から第４号までに掲げる行為のあった組合員

（２）前条第４項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第４章　　出資及び持分

（出資１口の金額）

第２０条　出資１口の金額は、２０，０００円とする。

（出資の払込み）

第２１条　出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延滞金）

第２２条　本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利１５％の割合で延滞金を徴収することができる。

（持　分）
第２３条　組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。
２　持分の算定に当つては、１００円未満のは数は切り捨てるものとする。

第５章　　役員、顧問及び職員

（役員の定数等）
第２４条　役員の定数は、次のとおりとする。
（１）理　事　８人以上１２人以内
（２）監　事　１人又は２人
２　第８条第２項各号の一に該当する者は、役員となることができない。
（役員の任期）
第２５条　役員の任期は、次のとおりとする。
（１）理事　２年又は就任後において開催される第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
（２）監事　２年又は就任後において開催される第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
２　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
３　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。
４　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。
（員外役員）
第２６条　役員のうち、組合員でない者は、理事については２人、監事については１人を超えることができない。
（理事長、副理事長及び専務理事の選出）
第２７条　理事のうち１人を理事長、２人を副理事長、１人を専務理事とし、理事会において選出する。
（代表理事の職務等）
第２８条　理事長を代表理事とする。
２　理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
３　任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
４　本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

５　理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

６　理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

７　本組合は、代表理事以外の理事に理事長、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（監事の職務）

第２９条　監事の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

２　監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

３　監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事の忠実義務）

第３０条　理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の選挙）

第３１条　役員は、総会において選挙する。

２　役員の選挙は、連記式無記名投票によつて行う。

３　有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもつて当選人とする。

４　第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

５　指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

６　選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもつて当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

（理事及び監事の報酬）

第３２条　役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

（顧問及び相談役）

第３３条　本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、業界に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（参事及び会計主任）

第３４条　本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

２　参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

（職　員）

第３５条　本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第６章　　総会、理事会及び委員会

（総会の招集）

第３６条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は毎事業年度終了後２月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総会招集の手続）

第３７条　総会の招集は、会日の１０日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

２　前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の事務所（その者が、別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

３　第１項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

４　第１項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第３８条　組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

２　代理人が代理することができる組合員の数は、４人以内とする。

（総会の議事）

第３９条　総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議長）

第４０条　総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

（緊急議案）

第４１条　総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の３分の２以上の同意を得たときに限り、第３７条第１項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

（総会の議決事項）

第４２条　総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）借入金残高の最高限度

（２）１組合員に対する貸付け残高の最高限度

（３）組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度

（４）１組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
（５）その他理事会において必要と認める事項

（総会の議事録）

第４３条　総会の議事録は、書面をもって作成し、議長及び出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

２　前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）招集年月日
（２）開催日時及び場所
（３）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
（４）組合員数及び出席者数並びにその出席方法
（５）出席理事の氏名
（６）出席監事の氏名
（７）議長の氏名
（８）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
（９）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
（１０）監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の概要
（１１）監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（理事会の招集権者）

第４４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

３　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

第４５条　理事長は、理事会の日の７日前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の議事）

第４６条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面議決）

第４７条　理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあつた事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議決事項）

第４８条　理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に提出する議案

（２）その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第４９条　理事会においては、理事長がその議長となる。

２　理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

３　前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）招集年月日

（２）開催日時及び場所

（３）理事の数及び出席理事の数並びにその出席方法

（４）出席理事の氏名

（５）出席組合員の氏名

（６）議長の氏名

（７）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

（８）議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

（９）理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

（１０）本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

（１１）その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

①　招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

②　①の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③　組合員の請求を受けて招集されたものである場合

④　③の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

４　次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

（１）理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

②　①の事項の提案をした理事の氏名

③　理事会の決議があったものとみなされた日

④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（２）理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

①　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

②　理事会への報告を要しないものとされた日

③　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（委員会）

第５０条　本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

２　委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第７章　　賛助会員

（賛助会員）

第５１条　本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

２　賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第８章　　会　　計

（事業年度）

第５２条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終るものとする。

（利益準備金）

第５３条　本組合は、出資総額の２分の１に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第５５条及び第５６条において同じ。）の１０分の１以上を利益準備金として積み立てるものとする。

２　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

（資本剰余金）

第５４条　本組合は、出資金減少差益（第１４条ただし書の規定によつて払いもどしをしない金額を含む。）は、その他資本剰余金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第５５条　本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の１０分の１以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

２　前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

（教育情報費用繰越金）

第５６条　本組合は、第７条第１項第９号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の２０分の１以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当又は繰越し）

第５７条　本組合は損失をてん補し、第５３条の規定による利益準備金、第５５条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当の方法）

第５８条　前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

２　事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年１割を超えないものとする。

３　配当金の計算については、第２３条第２項（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第５９条　損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序にしたがつてするものとする。

（職員退職給与の引当）

第６０条　本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。

付　則

１．設立当時の役員の任期は、第２５条の規定にかかわらず、１年又は最初の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

附　則

（施行期日）

１、改正後の定款は、認可の日から施行する。